



よなごっこ
未来応援プラン

- 米子市次世代育成支援行動計画 -



後期計画

平成22年3月
米子市

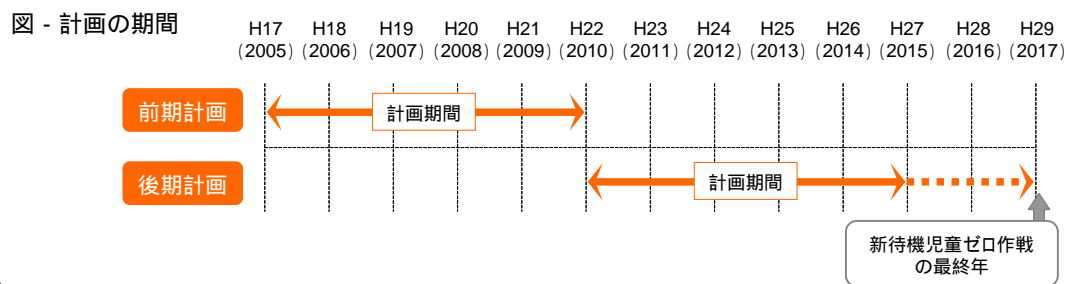
後期計画の策定にあたって



計画策定の目的

米子市では、平成 17 年度に「よなごっこ未来応援プラン（前期計画）」を策定しました。その後 5 年が経過し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も変化し続けており、その社会情勢の変化を考慮しながら、前期計画で基本施策として挙げた各事業の取組み状況を点検・評価した上で、子育てを取り巻く状況を改善し、米子市は「安心して子どもを生み育てられるまち」となっていくことが望まれます。

平成 18 年に策定された新米子市総合計画、平成 19 年に策定された（平成 21 年に第 2 期計画が策定された）米子市地域福祉計画の理念に基づいて、多くの子どもが生まれ育つ環境をつくり出すために、医療機関が充実していることなど本市の特性を活かしながら、今後 5 年間の米子市における次世代育成のために必要な活動の行動指針とすることを目的として、この後期計画を策定します。

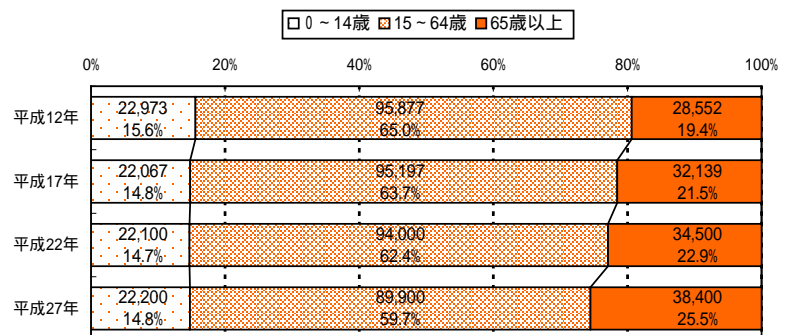


米子市の現状

人口の推移

本市の将来人口は、平成 27 年で 150,500 人と予測され、平成 12 年より 2,663 人増加すると推計されています。0～14 歳の年少人口は、平成 27 年で 22,200 人（14.8%）と、平成 17 年以降は、人口、全体に占める割合ともほぼ横ばいで推移すると予測されています。

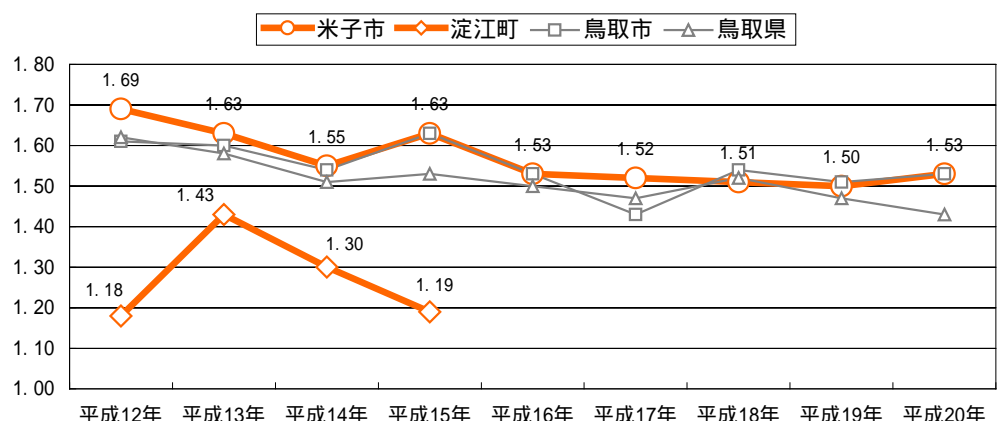
図 - 年齢別（3区分）人口の推移
（平成 12、17 年：国勢調査、平成 22、27 年：新米子市総合計画）



合計特殊出生率の推移

本市の平成 12 年から平成 20 年までの合計特殊出生率の推移をみると、おおむね下降傾向にあり、その傾向は、鳥取県、鳥取市の推移と類似しています。

図 - 合計特殊出生率の推移（鳥取県人口動態統計調査）





ニーズ調査の結果



ニーズ調査の概要

調査実施期間	平成 21 年 2 月（郵送での配布・回収）
調査対象	米子市内の就学前児童がいる家庭から 2,970 人、小学生児童がいる家庭から 2,973 人の児童を無作為抽出
回収状況	就学前児童家庭向け調査：回答数 1,347 票（回収率 45.35%） 小学生児童家庭向け調査：回答数 1,337 票（回収率 44.97%）

子育て支援センターの利用状況（就学前児童家庭）

子育て支援センターを利用している家庭は全体の 1 割程度で、6 割以上の家庭では平日における保育サービスのみ利用している状況です。残りの 3 割弱の家庭では、平日における保育サービスも子育て支援センターも利用しておらず、保育及び子育てに関するサービスを何も享受していない家庭が、全体の 4 分の 1 程度を占めています。

保育サービスの利用状況（就学前児童家庭）

認可保育所を利用している家庭が 65.6%と最も大きな割合を占めており、前期計画策定時よりもその割合が大きくなっています。
次いで、幼稚園を利用している家庭が 28.7%となっていますが、前期計画策定時よりその割合が小さくなっています。

なかよし学級の利用状況（小学生児童家庭）

なかよし学級を利用している家庭は 15.5%と、前期計画策定時に比べ若干増加しており、民間の学童保育サービスを含めると、2 割弱の家庭で放課後に何らかのサービスを利用している状況です。

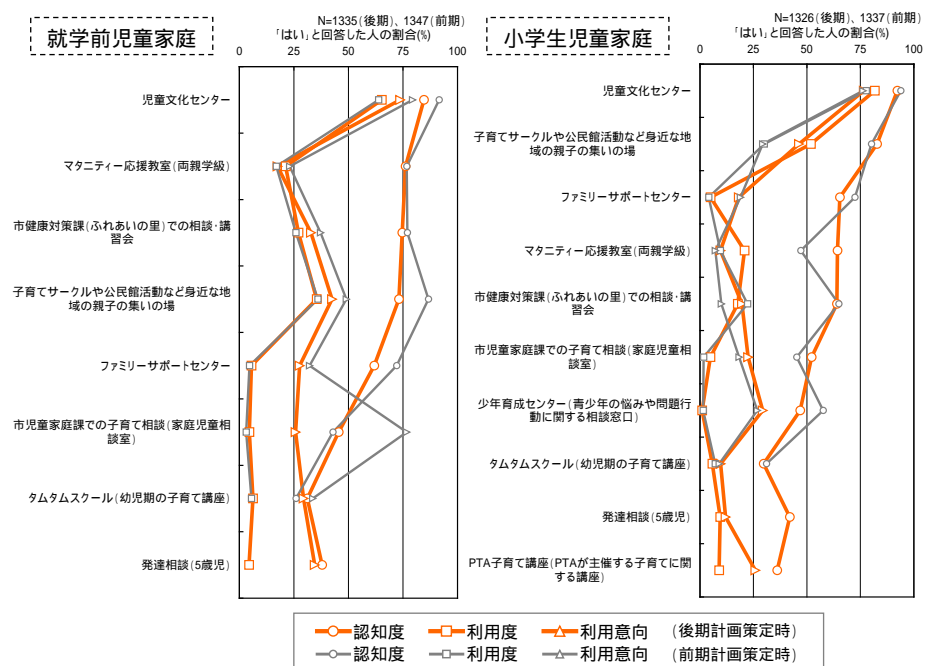
その他の子育て支援サービスの利用状況（就学前児童家庭、小学生児童家庭）

「児童文化センター」に関して、就学前児童家庭、小学生児童家庭共に、前期計画策定時と同様に、認知度、利用度、利用意向が他のサービスより高い状況です。

「マタニティー応援教室」に関して、就学前児童家庭、小学生児童家庭共に、前期計画策定時より利用度が高くなっています。

「子育てサークルや公民館活動など身近な地域の親子の集いの場」に関して、小学生児童家庭での利用度、利用意向が、前期計画策定時より大幅に高くなっています。

図 - 各子育て支援サービスの比較





基本理念

安心して子どもを生み育てられ、子どもがいきいきと個性豊かに育つまちの実現

基本目標

(1) 地域における子育て支援

市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような環境を構築するため、地域における子育てを積極的に支援します。

(2) 母子の健康の確保及び増進

母親や子どもの健康を適切に守っていくために、子育てに関する正しい情報を提供し、適切な食生活を確保できるように、米子市の充実した医療環境を活かし、親子ともに健康な子育て環境の充実を図ります。

(3) 教育環境の整備

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり、地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで自ら学ぶ環境づくりを目指します。

(4) 生活環境の整備

子育て世代を取り巻く、様々な社会的不安に対して、安心して生活でき、子育てを行う事が出来るように、若者が子育てしやすい環境や若者の定住を促進するための生活環境の整備を促進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

就労と出産・子育ての二者択一ではなく、子育てと仕事とのバランスが保てるように、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

(6) 子どもの安全の確保

子どもが犯罪へ巻き込まれないようにするだけでなく、犯罪を犯さない子どもを育てるために、保護者の自覚を高めることや子育てに関する正しい情報の提供などに努めるとともに、地域で子どもの安全を確保していく社会を目指します。

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

支援を必要とする子どもや家庭に対し、適切な支援を図るとともに、きめ細かな取組みを推進します。また、支援を必要とする子どもを地域全体で見守り、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

評価指標



計画全体の評価指標

指 標	現 状	目 標 (平成 26 年度)
子どもを育てることに空虚感より充実感を感じる人の割合	小学生の親 : 81.1% 就学前児の親: 82.9%	90%
子どもを育てることに不満足感より満足感を感じる人の割合	小学生の親 : 78.3% 就学前児の親: 79.2%	90%
子どもを育てることに苦しみより楽しみを感じる人の割合	小学生の親 : 85.9% 就学前児の親: 86.6%	90%
子どもを育てることに不安より安心を感じる人の割合	小学生の親 : 66.3% 就学前児の親: 66.2%	90%

各種保育サービス及び子育て支援サービスの目標事業量

指 標	現 状	目 標 (平成 26 年度)
認可保育所	1,470 人(0~2 歳) 2,358 人(3~5 歳)	1,500 人(0~2 歳) 2,420 人(3~5 歳)
延長保育事業(18~20 時)	700 人 25 ヲ所	700 人 25 ヲ所
夜間保育事業(20~22 時)	1,800 人 1 ヲ所	2,100 人 1 ヲ所
休日保育事業	385 人 3 ヲ所	500 人 4 ヲ所
病児・病後児保育事業 (病児対応型・病後児対応型)	1,800 人日/年 2 ヲ所	3,600 人日/年 2 ヲ所
一時預かり事業 (保育所型・地域密着型)	1,836 人日/年 10 ヲ所	3,000 人日/年 10 ヲ所
ショートステイ事業	2 ヲ所	2 ヲ所
放課後児童健全育成事業 (なかよし学級)	830 人 23 ヲ所	920 人 23 ヲ所
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	5 ヲ所	5 ヲ所
ファミリーサポートセンター事業	1 ヲ所	1 ヲ所

基本施策

(1) 地域における子育て支援

地域における子育て支援サービスの充実

- 具体策 子育て支援センターの充実
ショートステイ事業
児童館事業
多様な交流と体験活動の推進
ファミリー・サポート・センターの整備・充実
子育て支援制度の充実

保育サービスの充実

- 具体策 保育所入所待機児童の解消
休日保育の推進
保育施設機能の充実と効率化の推進
認可外保育施設への支援
マンパワーの確保と育成
児童福祉サービス第三者評価機関の導入

地域の子育て支援体制の強化

- 具体策 子育てサークルの育成・支援
保育所・幼稚園の地域活動事業の推進
保育所・幼稚園の地域での活用の促進
地域の保育資源に関する情報提供の充実

保育所における一時預かり事業の充実

- トワイライトステイ事業
遊び場の確保
子ども地域活動支援事業
子育てネットワークの構築



認可保育所における延長保育・幼稚園における預かり保育の充実

- 病児・病後児保育の推進
幼稚園における2歳児の受け入れ
障がい児保育の推進
苦情解決第三者委員の設置
保育料の軽減

地域組織活動等の育成・支援

- 保育所・幼稚園における子育て相談への支援
子育て支援に係る人材育成

(2) 母子の健康の確保及び増進

子どもや母親の健康の確保

- 具体策 健康診査等の充実
産後ヘルプサービス事業
子育て講座の開催
訪問指導・訪問相談の充実
療育相談の充実
虫歯予防の推進

小児医療の充実

- 具体策 特別医療費制度の充実
小児救急の充実
かかりつけ医の推奨

食育の推進

- 具体策 子育て講座の開催(再掲)
学校における食に関する指導の充実
規則正しい生活習慣の確立

思春期保健対策の充実

- 具体策 性感染症予防対策の推進
学校における性教育の充実
学校における教育相談体制の充実

予防接種の実施

- 育児不安等についての相談支援
家庭児童相談室の充実
育児相談の充実
不妊治療への支援



急患診療所運営

- 休日歯科診療所運営
学校等における健康診断の実施

各種教室等講習会の充実

- スローフード運動の推進
地産地消の推進



飲酒・喫煙防止対策の推進

- 学校における喫煙防止教室、非行防止教室の推進
相談事業の周知

(3) 教育環境の整備

次代の親の育成

- 具体策 保育・教育機関における男女共同参画意識の形成に向けての指導の推進
乳幼児とふれあう体験学習の充実

学校・幼稚園・保育所の教育環境等の整備

- 具体策 学校施設の充実
豊かな人間づくり推進事業
学校行事等への参加の推進

保育所・幼稚園の地域活動事業の推進(再掲)

- 基礎・基本の確実な定着
教職員研修の充実
幼児教育の充実



家庭や地域の教育力の向上

具体策 市民総スポーツ運動推進事業
多様な体験機会の提供
地域における人権教育の推進

子ども会等青少年育成団体の活動支援
児童文化センターの運営
日本語教室の開催

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体策 有害図書類販売自主規制の推進(自動販売機撤廃後の監視継続)
携帯電話やインターネットの正しい使い方の指導

有害図書類販売自主規制の推進
有害サイトなどから児童を守る活動の推進

(4) 生活環境の整備

良質な住宅・居住環境の確保

具体策 公営住宅における良質な住宅の供給

公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討

安心して外出できる環境の整備

具体策 安全な公園・道路環境の整備の推進
防犯灯・街路灯の設置の推進

受動喫煙防止対策の推進



(5) 職業生活と家庭生活との両立支援

多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

具体策 男女共同参画社会の形成の推進
労働条件の向上への啓発

企業・職場における子育て支援意識の啓発
父親の育児参加の啓発

仕事と子育ての両立の推進

具体策 保育制度の充実
放課後児童健全育成事業(なかよし学級)の充実・推進

ファミリー・サポート・センターの整備・充実(再掲)

(6) 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体策 交通安全の推進

シートベルト&チャイルドシート着用徹底キャンペーン

子どもを犯罪等から守るための活動の推進

具体策 校区防犯協議会の活動の推進
関係機関・団体との連携
学校安全マニュアルの整備

子どもの安全を地域で守る体制づくりの推進
非行防止活動団体等の支援
家庭内における児童の安全確保の啓発

(7) 支援を必要とする子ども等への取組みの推進

児童虐待予防・防止対策の充実

具体策 児童虐待、DVの通告・受付体制の充実
児童虐待防止ネットワークの充実

相談体制の充実
虐待予防・防止に関する研修会の実施

ひとり親家庭の自立支援の推進

具体策 ひとり親家庭への支援制度・事業の推進
母子相談の充実
公営住宅における子育て世帯への優遇措置制度等の検討(再掲)

母子生活支援施設の充実
ひとり親家庭への経済的支援

障がい児施策の充実

具体策 健康診査等の充実(再掲)
障がい児保育の推進(再掲)
療育相談の充実(再掲)
療育に関するネットワークの構築

学校等における健康診断の実施(再掲)
特別支援教育の充実
知的障がい児通園施設(あかしや)の充実

被害に遭った子どもや問題を抱えた子どもへの支援

具体策 支援を必要とする子どもへの対策の充実



後期計画の推進に向けて



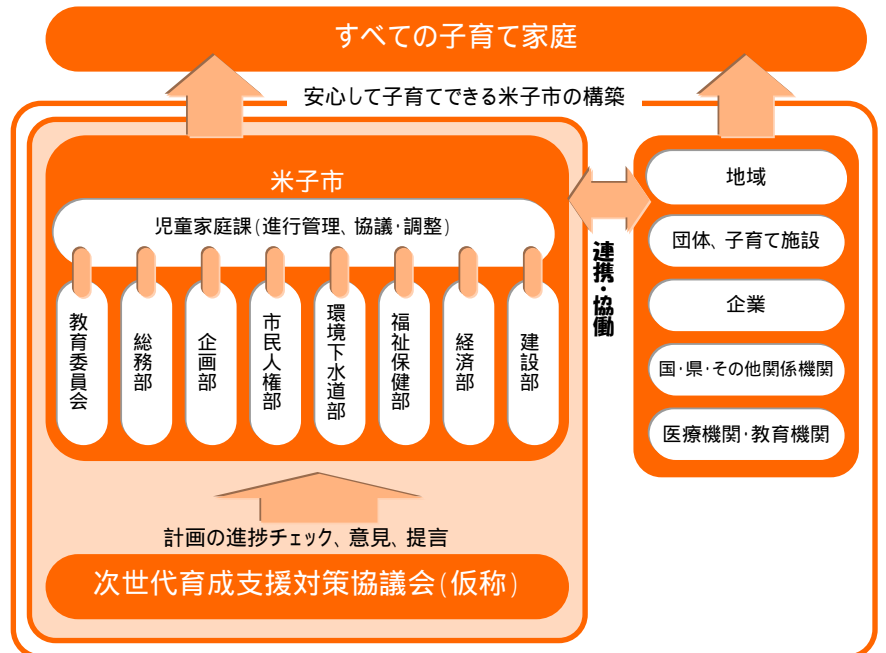
推進体制

行動計画の推進に当たっては、前期計画に引き続き児童福祉主管課である児童家庭課が、関係部局と各施策の実施について相互に連携・調整を図りながら、計画の全体的な進行を把握し、総合的、計画的に取り組んでいくこととします。

また、市民、地域、団体、企業などとの連携・協働をより一層推進し、家庭を築き、子どもを生み育てたい男女の希望を実現し、すべての子どもが健やかに育つ環境を整備していく事も必要です。

さらに、行動計画の実施状況について、毎年、計画の実施状況を把握、点検し、市民に公表するとともに、実施が遅れているものや実施の見直しが求められているものなどには、速やかにその対応について関係部局と協議調整を行い、各種の施策について、一体的に効果的に実施されるよう、推進を促していきます。

図 - 計画の推進体制



各主体の役割

【保護者の役割】

父母、その他の保護者は、ひとりで悩まず、周りのサポート体制を活用しながら、責任を持って子育てすることが望まれます。

【地域の役割】

地域では、子どもは地域で育てるものとの認識をもち、子育て世代が地域の中で安心して子育てしやすい環境づくりを行うことが望まれます。

【子育てに関わる団体の役割】

団体は、幅広い分野に関する支援が行えるようなネットワークを構築するとともに、情報交換を密に行い、社会の変化に対応した子育てサービスの提供を行うことが望まれます。

【事業主の役割】

事業主は、労働者が子育て支援に関する制度を有効に活用できるよう職場環境を整え、仕事と子育てを両立できる環境づくりや雰囲気づくりに努め、仕事を持ちながらも安心して子育てできる米子市の実現を支えることが望まれます。

【行政の役割】

行政は、各種の子育て支援サービスを提供するとともに、企業や団体、地域などと連携し、横のつながりを意識した子育て支援体制の充実を図ります。

行政内部においても、子育てに関係する施策を通じて、各課が協力し、効率よく効果的なサービスの提供が行えるように努めます。

【発行】 米子市 児童家庭課 (〒683-8686 鳥取県米子市加茂町 1-1 : 0859-23-5178)